

日本学術振興会特別研究員受入契約書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、甲が乙を日本学術振興会特別研究員として受け入れるにあたり、下記の各項に掲げるとおり契約を締結する。

記

(受入概要)

第1条 日本学術振興会特別研究員受入れの概要は以下の通りとする。

(1)受け入れる研究員

(氏名)

(2)受入れにあたっての研究課題

(研究課題名)

(3)受入れ期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(4)受入れ開始時の甲の受入責任者及び担当者

(受入責任者)

(受入担当者)

(遵守事項)

第2条 乙は、次の各号における事項を遵守すること。

- (1) 乙は第1条に定める研究課題について、受入担当者及び受入責任者の指導に基づき、研究活動に従事すること。
- (2) 乙は、自身の研究があたかも甲自らが実施する研究であるかのような誤解を招く言動及び表現を行ってはならない。
- (3) 乙は研究を遂行するにあたり知り得た情報等を第三者に漏洩してはならない。また、秘密の保持に関して、その研究員は、機構の情報管理等に係る諸規程を遵守しなければならない。
- (4) 乙が研究を遂行するにあたり必要となる申請等の事務手続きについては、乙自身が行う。

(受入に係る費用等)

第3条 甲は乙に対して、給与等の労働対価や研究費等の費用を支給しない。

2 甲は研究指導料等の費用を乙から徴収しない。

(受入期間)

第4条 乙の受入期間は日本学術振興会が定める採用の範囲で認める。

(施設等の利用)

第5条 乙が研究を遂行する上で、甲の施設、設備その他の財産等の利用を希望する場合、甲の業務に支障のない範囲内で、受入責任者及び受入担当者を通じ、関係部署より許可を得た上で利用することができる。

2 乙は、安全管理及びセキュリティ等に係る機構の諸規程等を遵守し、甲の役職員の指示に従うこととする。

(科研費の応募資格の付与)

第6条 乙が特別研究員奨励費以外の科研費の応募を希望する場合、受入担当者の了解のもと、甲は応募資格の付与をおこなうことができる。

(知的財産の取扱い)

第7条 乙の研究遂行による発明等に係る知的財産権は、乙に帰属する。但し、当該発明等の創出にあたって研究指導等により甲の貢献が認められるときは、持分等を協議の上、当該持分をそれぞれが承継した場合には甲と乙の共有とし、出願等を行う場合は別途、共同出願契約を締結するものとする。

(損害賠償等)

第8条 甲は、乙に対し、研究遂行上に生じた損害や怪我、事故等について、甲の故意または過失が認められる場合を除き、責任を負わない。

2 乙が、故意又は過失により、甲の役職員又は第三者、施設設備、物品等に損害を与えたときは、甲は乙に対しその損害の全部又は一部を賠償をさせることがある。

(受入の中止)

第9条 甲は、次の各号に該当する場合は、乙の受け入れを中止することができる。

- (1) 本規則その他受け入れにあたって遵守すべき機構の諸規程等又は契約書の内容に違反したと認められる場合。
- (2) 乙が、甲で研究を行う必要性が無くなったと認められる場合。
- (3) 乙から研究中止の申出があり、それがやむを得ない事由によるものと認める場合。
- (4) 乙が甲の活動に支障を及ぼし、機構の財産及び信用等に損害を与えるなど、研究指導を受けることが適当でないと認められる場合。

(協議)

第10条 この契約の各項について疑義が生じた場合、又は、本契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

年 月 日

甲 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
人事部長

乙 住所